

移動等円滑化取組報告書（航空機）

（2019年度）

住 所 宮崎県宮崎市大字赤江 宮崎空港内

事業者名 株式会社ソラシドエア
代表者名 代表取締役社長 高橋 宏輔

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空機	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
機材の更新	2019年度 1機導入 移動等円滑化基準に適合した機材 JA67AN (B737-800)	計画どおり導入および稼働済み。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助スキルの強化	自社対応空港における空港旅客ハンドリング職員のサービス介助士資格取得者100%の継続を目指し、お手伝いの必要なお客様に安心してご利用いただける環境を提供していく。（2020年度以降も継続）	サービス介助士資格取得者100%達成。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害をお持ちの方や、ご高齢のお客様等、お手伝いが必要なお客様が必要な情報を把握しやすくなるよう、WEBサイトにおける情報を充実させ、操作しやすい構成に改修予定であり（2019年度から2020年度上期中）、2019年度においては、レイアウト案を完成させる。 ・ 既に導入しているコミュニケーションボードについて、障害をお持ちのお客様に限らず、訪日外国人を含めた様々なお客様と容易にコミュニケーションを図ることが出来るようにするため、新たにタブレットのアプリを活用したコミュニケーションボードを導入予定。（2019年度から2020年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ WEBサイト改修に向けてレイアウト案完成済み。 ・ 多言語通訳サービス(映像通訳Live Call)を導入したコミュニケーションボードを12台導入。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客教育の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港旅客ハンドリング職員と一部の客室乗務員を対象に、サービス介助士資格取得を継続的に行う。(2016年度より継続実施) ・ 既存のサービス介助士資格取得者向けにリカレント教育導入を検討。(2019年度から2020年度) ・ 2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックを皮切りに、社会的にグローバル・ユニバーサルが重要視されることから、ユニバーサルサービスの理解による、社会貢献につながる人財育成を目的として、全社員対象にeラーニングにてユニバーサル教育を実施する。(2019年度以降継続実施予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客室乗務員についてもサービス介助士資格取得を実施。 ・ リカレント教育導入に向けてプランニングを実施。 ・ 全社員に対して、eラーニングを用いてユニバーサル教育を実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>・ 障害をお持ちの方や、ご高齢のお客様を優先的に案内する際、安心してご利用いただけるように、搭乗ゲートにてご理解ご協力頂けるような丁寧なアナウンスを実施。</p> <p>・ 空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間において定期的な会議を開催し、課題解決ならびに情報共有を実施。また、合同相互研修を実施し、シームレスな接客サービスに繋げた。</p>

(3) その他

なし

II 航空機の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

事業の用に供している航空機数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	客席数が30以上の航空機数	可動式ひじ掛けのある航空機数	運航情報提供設備を備えた航空機数	客席数が60以上の航空機数	車椅子を備えた航空機数	通路が2以上の航空機数	障害者対応型便所を備えた航空機数
14機	14機	14機	14機	14機	14機	14機	0機	0機

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。</p> <p>① 中小企業者でない。</p> <p>② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	○

(第12号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を入力すること。
2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の基準に適合しているものの数を入力すること。
 3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合しているものの数を入力すること。
 4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の基準に適合しているものの数を入力すること。
 5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第67条の基準に適合しているものの数を入力すること。
 6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を入力すること。
 7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。